

# 《改正後溶込》

## 魚沼地区障害福祉組合職員の給与に関する条例

昭和47年3月25日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除(平成10年条例第9号)

(給料表の種類及び適用範囲)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表 魚沼市職員の給与に関する条例(平成16年魚沼市条例第44号。以下「魚沼市給与条例」という。)別表第1

(2) 技能労務職給料表 魚沼市技能労務職員の給与等に関する規則(平成16年魚沼市規則第48号。以下「魚沼市技能労務給与規則」という。)別表第1

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める級別職務分類表に定めるとおりとする。

3 任命権者は、全ての職員の職を前項に規定する級のいずれかに格付し、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(給料の調整額)

第4条 任命権者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が著しく特殊な職に対して適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(宿直手当)

第4条の2 魚沼市給与条例第16条の2第1項本文の規定にかかわらず、指導当直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、規則で定める額を宿直手当とし

て支給する。

(夜勤手当)

第4条の3 魚沼市給与条例第15条の規定にかかわらず、夜間勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、規則で定める額を夜勤手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第4条の4 魚沼市給与条例第16条の4第1項の規定の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 勤務1回についての管理職員特別勤務手当の額は、規則で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、これらの額にそれぞれ100分の150を乗じた額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第5条 この条例に定めるもののほか、職員の給与に関しては、魚沼市給与条例及び魚沼市技能労務給与規則を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

## 附 則

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 一般職の職員の給与、勤務時間等に関する条例(昭和37年魚沼地区精神薄弱児収容施設組合条例第3号)は、廃止する。

附 則(昭和47年12月11日条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和48年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第4条の2の規定は、昭和48年9月1日から適用する。

附 則(昭和48年11月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する条例の規定は、昭和48年9月1日から適用する。

附 則(昭和49年3月20日条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する条例(以下「改正後

の条例」という。)の規定は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第4条の2の規定は、昭和49年9月1日から適用する。

附 則(昭和50年3月13日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する条例の規定は、昭和49年9月1日から適用する。

附 則(昭和51年3月2日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する条例の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年12月9日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する条例の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年12月7日条例第3号)

この条例は、別に規則で定める日から施行し、この条例による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する条例の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年11月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する条例の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年12月24日条例第2号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、小出町条例第6条の改正規定及び附則第7項の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

2 この条例(小出町条例第6条の改正規定を除く。)による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する条例の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年12月20日条例第1号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年12月25日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日条例第1号)

この条例は公布の日から施行する。

附 則(昭和60年12月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則(昭和61年12月26日条例第1号)

この条例は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日条例第4号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月25日条例第4号)

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成5年3月9日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する条例の規定は、平成5年1月1日から適用する。

附 則(平成8年3月22日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する条例の規定は、平成8年1月1日から適用する。

附 則(平成10年3月20日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成12年3月15日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月1日条例第6号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 級別職務分類表

## イ 行政職

職務の級	基準となる職務
1 級	主事、児童指導員、生活支援員、保育士、看護師、栄養士又は主事補の職務
2 級	(高度な知識及び経験を必要とする)主事、児童指導員、生活支援員、保育士、看護師又は栄養士の職務
3 級	係長又は主任の職務
4 級	次長又は課長若しくは高度な知識経験に基づき主要業務を行う任命権者が指定する課長補佐又は副参事の職務
5 級	園長若しくは高度な知識経験に基づき主要業務を行う任命権者が指定する次長又は課長の職務
6 級	高度な知識経験に基づき主要業務を行う任命権者が指定する園長の職務

## ロ 技能労務職

職務の級	基準となる職務
1 級	調理員又は用務員の職務
2 級	(経験を必要とする)調理員又は用務員の職務
3 級	(相当長期の経験及び高度な技能を有する)調理員又は用務員の職務
4 級	特に長期の経験及び高度の技能を有し任命権者が指定する調理員又は用務員の職務
5 級	極めて長期の経験及び高度の技能を有し任命権者が指定する調理員又は用務員の職務